

平成 25 年度第 2 回成田市福祉有償運送運営協議会議事録

1 開催日時

平成 26 年 2 月 10 日(月) 午後 2 時～4 時

2 開催場所

成田市花崎町 760 番地

成田市役所議会棟 3 階第三委員会室

3 出席者

(委員)

亀山会長(学識経験者)、成毛副会長・田中委員・松本委員(公共交通機関)、池田委員代理(清家氏)(千葉運輸支局長が指名する職員)、武田委員(福祉団体の代表)、貝原塚委員・伊藤委員・神山委員・小川委員(市長が指名する職員)

(協議依頼者)

社会福祉法人 成田市社会福祉協議会

社会福祉法人 大成会

社会福祉法人 生活クラブ風のむら

(事務局)

福祉部長、社会福祉課主査

4 議題

- (1) 社会福祉法人 成田市社会福祉協議会の協議依頼(更新)について
- (2) 社会福祉法人 大成会の協議依頼(更新)について
- (3) 社会福祉法人 生活クラブ風のむらの協議依頼(更新)について

5 議事(要旨)

社会福祉協議会、大成会、生活クラブ風のむらの順番にこれまでの事業内容と料金についてご説明いただき、その後協議を行った。協議の内容は次のとおり。

(委員)

4 月の消費税改定にともない、運賃の変更は考えているのか。運賃を変更する場合は、協議会での議決が必要となる。

(3 事業者)

消費税改定にともなう運賃の値上げは考えていない。

(委員)

本日何台くらい稼働しているのか。また、このように天候の悪い日などにはどのような対策をとっているのか。

(事業者 A)

本日は天候が悪いので移送サービスは休みとした。

(事業者 B)

通院の方が 2 名いるので 2 台のみ稼働している。

(事業者C)

本日は一人暮らしの方の安否確認も含めて1台のみ稼働している。安全対策としては、12月から3月までの期間は全車両スタッドレスタイヤを装着している。

(委員)

事業者Cさんにお聞きするが、サービスを受ける人を移送するということだが、具体的にはどのようなサービスを行うのか。

(事業者C)

通院だけの方の移送サービスの利用は受け付けていない。あくまでも訪問介護サービス等を利用している方が、移送サービスを希望するときに実施している状況である。

(委員)

事業者Bさんにお聞きするが、その他の地域(概ね30km以内)まで利用する方はどのくらいの割合になるのか。

(事業者A)

平成24年度の実績では、全体で2,545回のうち28回となるので1パーセントくらいか。

(委員)

事業者Cさんは、50kmまで行くとあるが、社協の場合とどこが違うのか。

(事業者C)

現実的にはほとんどない。この7ヵ月で2件くらい話はあったが、プランを変更した。

(委員)

事業者Cさんの運転手の中に昭和20年生まれの方がいるようだが、事業者Bさんだけでなく、事業者Cさんにも対応を考えてもらうことになるのではないか。

(事務局)

3年前の更新時の条件として、『安全な運送のため、運転手は65歳未満とすること。なお、既に65歳以上の者と雇用契約が締結されている場合は、雇用契約更新時に見直しを図ること。』ということをして条件としている。したがって本来は、事業者Cさんの登録の際にそのことを確認する必要があった。

(委員)

自分もオートバイに乗っているが、乱暴な運転手が多い。一にも二にも安全運転を心がけてほしい。

(委員)

当初は二種免許の取得もお願いした経緯があるが、資料を見ると二種免許取得者はほとんどいない。

(事務局)

同じく3年前の更新時の条件として、『運転手については、二種免許を取得するよう指導すること。また、新規に運転手を採用する際は二種免許取得者を優先すること。』とあり、必ず取得するようにとまでは言っていない。

(委員)

そのとおりだが、ただ努力が全く見られない。

(委員)

適正診断を受けるなど、事故防止対策を考えてもらう必要があるのでは。

(委員)

安全対策はなにか行っているか。

(事業者C)

毎朝安全運転唱和を行っている。また、乗車する前は点検・点呼を実施している。さらに年2回本部で研修を行っている。

(事業者B)

特に行っていないが、安全運転を心がけている。

(事業者A)

同じく何も行っていないが、安全運転を心がけている。

(委員)

タクシーで事故を起こすと行政に徹底的に追及される。適正検査や講習も国の機関で行っている。

(委員)

不特定多数の人を対象とするタクシーの運転手に求められるものと、福祉有償運送に求められるものは少し違うのでは。安全運転のための意識を持ってそのための努力をしていくということで良いのではないか。

(委員)

必ずしも二種免許を取れと言っているのではない。またなるべく行政も指導していただきたいと思います。

(委員)

確かに安全な運転に向かったの努力は必要であると思う。

(委員)

セダン等運転者講習会は毎年受講しているのか。

(3事業者)

最初の1回だけである。

(委員)

これからの安全運転に対する取り組みについて、それぞれの考えを述べていただきたい。

(事業者A)

講習会等、機会があれば受講させていく。二種免許に関しては、なかなかその様な方は応募してこないという現状もご理解願いたい。

(事業者B)

今までは基本的に職員が運転してきたが、今後は安全運転に関して真摯に取り組んでまいりたい。

(事業者C)

福祉有償車両にもテレマックス（スピードを出し過ぎると、知らせしてくれる機械）を

装着するようにする。

(事務局)

行政からも本日出された指摘事項についての指導を徹底していくようにする。

(委員)

事業者Cさんの資料には登記事項証明書の添付がないが、更新の申請をするときには、定款とともに登記事項証明書の添付が必要となる。

(事業者C)

法人では70歳まで契約更新できることになっているが、こちらの協議会では、65歳以上は登録できないということか。

(委員)

成田市独自のルール（ローカルルール）に関しては、その地域の実情により委員の皆様が独自に決めたことであり、そのことの是非については、私の方からは判断しかねる。

(委員)

タクシー協会で安全対策について講師をできる方はいるのか。

(委員)

いることはいるが、事故対策機構というところで適正検査や技術検査を実施しているので、65歳を過ぎてもその様なところで安全運転が可能であることのお墨付きをもらえば委員も納得するのではないか。そのような努力をなにもしていないということを言いたい。

(委員)

ここまで求めるのは無理だけれども、この程度ならできるとのことだと思う。そこで、講師はいるということなので、そのような方をお願いして講習会を開くという選択肢も可能性としてあるのではないか。

(委員)

可能性はある。

(事業者A)

今までやらなかったからダメというのではなく、これからやっていくのでお願いしますという形で、どうかお願いしたい。

(委員)

適正検査を受けたからいいだろうというのではなく、そのような努力をしてもらいたいということである。

(委員)

次回の協議会において、各事業所はどのような安全運転のための対策を実施したか、報告ができるように準備しておいてほしい。本日は、課題が出されたが、更新についてはご理解いただけたということによろしいか。

—異議なし—

以上の協議を受け、今回の議題である

- (1) 社会福祉法人 成田市社会福祉協議会の協議依頼（更新）
- (2) 社会福祉法人 大成会の協議依頼（更新）
- (3) 社会福祉法人 生活クラブ風のむらの協議依頼（更新）

については、以下の条件付きで協議が調ったものとする。

1. 法令等を遵守し事業を行うこと。
2. 運転手については、二種免許を取得するよう指導すること。
また、新規に運転手を採用する際は二種免許取得者を優先すること。
3. 安全な運送のため、運転手は 65 歳未満とすること。

※ 適正検査等を受講し安全が認められた場合は 65 歳以上でも認めてもよいという意見もあったので、平成 27 年度に協議会を開催し、事業所の報告を基に協議を行うこととなった。

6 傍聴

傍聴者なし

7 次回開催日時(予定)

平成 26 年度中に 1 回実施予定